

第10回大津市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月13日(火) 13時30分から14時12分

2. 開催場所 大津市役所 新館7階 特別会議室

3. 出席委員(18人)

会長	4番	橋本	正和
副会長	3番	大伴	四郎左衛門
副会長	6番	山本	公彦
副会長	10番	西村	正明
	1番	高谷	久美子
	2番	宇野	幸太郎
	5番	安井	善次
	7番	田中	謙一
	8番	西村	博
	9番	森元	直紀
	11番	森田	康裕
	12番	横山	成治
	13番	松尾	比古敏
	14番	正田	富美子
	15番	上坂	雅彦
	16番	服部	みさ子
	17番	槌田	昌子
	18番	三田村	美江

4. 欠席(0人)

5. 説明員(1人)

農林水産課

6. 傍聴人(0人)

7. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 1番 高谷 久美子
15番 上坂 雅彦

第2 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第38号 農用地利用集積計画について
議案第39号 土地改良事業参加資格交替申出(土地改良法第3条第1項第2号)について
報告第56号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

- 報告第57号 農地法第5条第1項7号の規定による届出について
報告第58号 相続税納税猶予の適格者証明書（新規）について
報告第59号 農地法第3条の3の規定による届出について

第3 その他事項

8. 農業委員会事務局職員

局長、次長、係長、主査、主査

9. 会議の概要

事務局 <人事異動紹介>

それでは、ただいまより第10回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。

最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、恐れ入りますが、ご起立をお願いします。

なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日については議席番号10番 西村 正明委員、どうぞよろしくお願いたします。

西村正明委員 それでは、ご唱和をお願いします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局 ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、会議全体の司会進行については副会長の輪番制とし、議案の審議は、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により会長にお願いしたいと存じます。本日の司会については、南部選出の副会長であります西村正明委員をお願いします。

それでは、開会に当たり、西村 正明副会長からご挨拶をいただきます。どうぞよろしくをお願いします。

副会長 皆さん、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

さて、今年は暖かい日が続いておりまして、桜が3月中に南北一斉に開花いたしました。このところ、暗いニュースも多いですが、ほっと一息できる気候となってまいりました。これから農業が一層忙しくなる季節に入ってきております。健康面には十分留意いただくと同時に、農業機械による事故が多発していると聞いておりますので、事故には十分注意を払って農業に励んでいきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、議事に入りますが、議事に先立ちまして、本定例会の成立について申し上げます。

本日は全員出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、本定例総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。

また、本日も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ウェブ会議を導入しております。今月は9番 森元 直紀委員、15番の上坂 雅彦委員、17番 槌田 昌子委員、18番 三田村 美江委員、以上4名の方がウェブで本会議に出席されます。

なお、通信状況によりウェブ会議が中断した場合には、議事を一旦中断することがありますので、あらかじめご了承ください。

それでは、議事進行については、会長のほう、よろしく申し上げます。

議長

それでは、日程に従い始めさせていただきます。

なお、事前に質問はありませんでしたので、ご発言はご意見に限って簡潔にお願いしたいと存じます。

また、議事録整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますよう、お願いいたします。

また、携帯電話については電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の議事録署名人を指名いたします。

1番 高谷 久美子 委員

3番 大伴 四郎左衛門 委員

よろしく申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入ります。

まず、議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。このことについて本定例総会の議決を求める。令和3年4月13日提出。大津市農業委員会。会長 橋本正和。事務局の説明を求めます。

事務局

(事務局、資料に基づき説明)

議長

説明が終わりましたので、去る3月23日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査について、一日立会委員からご報告をお願いします。

委員

この案件は事務局より報告がありましたように、去る3月23日に借受人、測量事務所の方、地元農業委員、地元推進委員、事務局と私含め7名で立ち会いを行いました。位置的には〇〇小学校から北へ約400mにあります。借受人が造園事業拡大に伴って駐車場を探していたところ、この土地の所有者である義父（妻の父）から、南側に山林があるため日当たりが悪く、

農作物の収量が見込めないため、この土地を使ってはどうかという話があり、軽い気持ちで農地転用の手続をせずに造成工事の着手をしたが、地元農業委員から待ったをかけられて今回の申請になったとのこと。

身内間での貸し借りということで安易なところがあったのではないかとと思いますが、本人は反省し、顛末書も提出されており、地域でもトラブル等もなく、隣接農業者の承諾も得られており、特に問題ありません。

以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1の仰木4丁目について、地元委員お願いします。

委 員 先ほど一日立会委員より説明いただきましたとおり、地元推進委員と、事務局の皆さんにご足労いただき現地を確認してまいりました。この別添資料の顛末書にあるとおり、借受人が平成31年に義理の父親の田んぼを借り受けて造成に着手されたところ、前農業委員が農業パトロールされていた時に、重機を入れて造成されているのを発見しました。その時に、申請が必要である旨の説明し、申請用紙を渡されていたのですが、いわば放置状態になっており、令和2年12月に、あの件はどうなっているのかと再浮上し、私が委員を務めることになってから、もう一度、いろいろ再調査をいたしました。再調査したところ、貸渡人は既に要介護状態で農業ができなく、娘の夫がそこを資材置場として借り受けて利用をされておられることがわかりました。

今回、この申請をお願いしたところ、直ぐに動いていただいたのですが、先ほど事務局の説明にもありましたとおり、公函で調べていくと、私の土地はそこにはない、などという地権者がたくさんおられ、この申請を完了するまでに時間、経費を費やしたということです。私も一緒にいながらずっとフォローしてまいりました。結果、大分時間がたってしまいましたが、今回申請のほうは全て仕上がりましたので先日、現地調査もしてまいりました。この土地は水路がなく、このあたりは全て畑として利用されておられるようなところなので、水利権の問題等々は一切問題ありませんし、またこの近くの人々も全て了承されていますので、ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、何かご意見ありますか。

(なしの声)

議 長 ご意見もないようですのでお諮りします。No. 1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No. 1は許可することに決定いたします。

それでは、続きまして議案第38号 農用地利用集積計画について。このことについて、本定例総会の議決を求める。令和3年4月13日提出。会長橋本正和。大津市農業委員会。農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 (農林水産課、資料に基づき説明)

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見はございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案38号 農用地利用集積計画については妥当との意見を大津市長宛てに回答することにいたします。

それでは、続きまして議案第39号 土地改良事業参加資格交替申出(土地改良法第3条第1項第2号)について。このことについて、本定例総会の議決を求める。令和3年4月13日提出。大津市農業委員会。会長橋本正和。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見ございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案39号 土地改良事業参加資格交替申出(土地改良法第3条第1項第2号)については許可することに決定いたします。

ここで議案の審査を終了します。司会を副会長に交代させていただきます。

副会長 それでは、続きましては報告案件です。報告第56号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第57号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について、報告第58号 相続税納税猶予に関する適格者証明について、報告第59号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出について、以上一括して事務局の報告を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

副会長 ありがとうございました。以上をもちまして報告案件を終了いたします。そのほか、本日、特に何かありましたらお願いします。ないようでしたら、これをもちまして農地系の案件は終了いたします。それでは、続きまして報告事項を行います。今回議案の報告事項はございませんので、委員及び事務局から3点ほど報告や事務連絡がございますので、よろしく願いいたします。まず、事務局よりお願いいたします。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

副会長 ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について何かございましたらお願いいたします。

(なしの声)

副会長 続きまして大津市農政審議会の進捗状況について審議会委員である〇〇委員より報告をお願いいたします。

委 員 昨年9月より審議会委員として、皆様方のお手元に配付しております農業振興ビジョン改訂版に携わってまいりました。農政審議会には4回ほど出席し、意見等の調整をさせていただき、市議会に諮り、大津市長からの答申という形でまとまりましたことを報告申し上げます。以上です。

副会長 ありがとうございます。本日、皆様のお手元に農業振興ビジョンの改訂版をお配りしております。内容の詳細についてはこちらをご覧くださいませよう、お願いいたします。

ただいまの〇〇委員の報告内容について何かございましたらお願いします。何もございませんでしょうか。

(なしの声)

副会長 続きまして3月23日に守山市のライズヴィル都賀山で開催されました

「女性の農業委員会活動推進シンポジウム鑑賞会」に〇〇委員が出席されました。〇〇委員より参加報告をお願いいたします。

委員 失礼します。3月11日にリモートで開催された講演会の動画を、3月23日に県下の女性委員で集まり、鑑賞しました。皆様お持ちのこの本の作者、澤畑佳夫さんの講演で「人・農地プランの実現化を確実に進めるために」ということで、困った、困ったと言っているのは、どんどん困ったが膨れ上がっていきばかり、それではいけない、少しでも早く手を打ちましょうという話でした。また、信州の松川町農業協同組合の農業委員さんが、不耕作地をみんなで開墾、ジュースのカスを使い学校給食のじゃがいもを作って、人・農地プランで活性化したという事例を聞きました。この講演を聞いて、早く手を打たなければいけない、困ったというだけではいけないことを改めて確信しました。ありがとうございました。

副会長 ありがとうございました。最後に事務局より何かございますか。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

副会長 最後になりますが、何かご質問がございましたらお願いします。

(なしの声)

副会長 皆様のご協力をもちまして無事終わりましたことをお礼申し上げます。コロナも第4波かと言われておりますので、十分気をつけていただき、農作業に励んでいただきたいと思います。

以上、第10回定例総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

議事録署名委員

議長（橋本 正和 委員） 印

委員（高谷 久美子委員） 印

委員（大伴 四郎左衛門 委員） 印